

春日井市障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う物品等の調達において、障がい者の雇用に努める市内の中小企業者、授産施設等を積極的に活用することにより、障がい者の雇用の促進を図るため、障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。

(2) 障がい者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者であつて、この要綱の定めるところにより登録を受けた者をいう。

ア 市の入札参加資格者名簿(物品、その他)に登録されていること。

イ 市内に本店を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者をいう。)であること。

ウ 法第43条(法附則第3条第2項に規定する除外率に係る部分を除く。)の規定の例により算定したその雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合が、申請日の属する月前1年間の各月の初日において100分の3.6以上であること。

(3) 授産施設等 市内で社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第3号の2、第4号若しくは第5号又は同条第3項第4号の2若しくは第7号に規定する事業を行う者並びに市内でその他地域作業所等福祉的就労の場を営む者であつて、この要綱の定めるところにより登録を受けたものをいう。

(申請)

第3条 障がい者雇用促進企業としての登録を受けようとする者は、障がい者雇用促進企業登録申請書(第1号様式)に障がい者雇用状況計算書(第2号様式)を添えて市長に申請しなければならない。

2 授産施設等としての登録を受けようとする者は、授産施設等登録申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、障がい者雇用促進企業として登録するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容に

基づき授産施設等として登録するものとする。

- 3 当該登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、登録日が4月2日以後の場合は、当該登録をした日からその日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、障がい者雇用促進企業の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2号アからウまでの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) その他障がい者雇用促進企業として登録することが適当でないと市長が認めたとき。

(名簿の公表)

第6条 市長は、登録した障がい者雇用促進企業及び授産施設等について、障がい者雇用促進企業登録名簿及び授産施設等登録名簿を作成し、公表するものとする。

(随意契約による優先的取扱い)

第7条 市長は、物品等の調達に係る随意契約を行う場合には、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合には、障がい者雇用促進企業から優先的に見積書を徴することに努めるものとする。

(指名競争入札における優先的取扱い)

第8条 市長は、物品等の調達に係る指名競争入札を行う場合には、障がい者雇用促進企業を優先的に指名することに努めるものとする。

(授産施設等からの調達)

第9条 市長は、授産施設等が供給できる物品等の調達においては、随意契約により授産施設等から調達することに努めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。